

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案（抄）  
（傍線部分は改正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（以下「プログラム登録特例法」という。）第二十条第一号の改正規定に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条（映画の盗撮の防止に関する法律（平成十九年法律第六十五号）第四条第一項の改正規定中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加える部分に限る。）の規定 公布の日</p> <p>二 第一条並びに附則第四条、第九条、第十二条及び第十四条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和二年十月一日</p> <p>三 〔略〕</p> <p>（罰則についての運用上の配慮）</p> <p>第四条 第一条の規定による改正後の著作権法（附則第九条において「第一条改正後著作権法」という。）第百十九条第二項（第四号</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（以下「プログラム登録特例法」という。）第二十条第一号の改正規定に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第六条、第七条、第十二条及び第十三条（映画の盗撮の防止に関する法律（平成十九年法律第六十五号）第四条第一項の改正規定中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加える部分に限る。）の規定 公布の日</p> <p>二 第一条並びに附則第四条、第八条、第十一条及び第十三条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和二年十月一日</p> <p>三 〔略〕</p> <p>（罰則についての運用上の配慮）</p> <p>第四条 第一条の規定による改正後の著作権法（附則第八条において「第一条改正後著作権法」という。）第百十九条第二項（第四号</p>

及び第五号に係る部分に限る。)及び第二百二十条の二(第三号に係る部分に限る。)の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の提供その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

(検討)

第六条 〔同下〕

及び第五号に係る部分に限る。)及び第二百二十条の二(第三号に係る部分に限る。)の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の提供その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、第二条改正後著作権法第三十条第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第十九条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定の施行の状況を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

第七条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、公衆に直接聞かせることを目的として演奏する権利等と著作物の公正な利用との調整の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第八条 〔同下〕

第七条 政府は、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する送信可能化への対処に関し、その施策の充実を図る観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<p>〔利用権の対抗力についての経過措置〕</p> <p>第九条 〔略〕</p> <p>（手数料の納付についての経過措置）</p> <p>第十条 〔略〕</p> <p>（附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え）</p> <p>第十一条 〔略〕</p> <p>（罰則についての経過措置）</p> <p>第十二条 〔略〕</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第十三条 附則第九条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p>（映画の盗撮の防止に関する法律の一部改正）</p> <p>第十四条 〔略〕</p> <p>（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第十五条 〔略〕</p>	<p>〔利用権の対抗力についての経過措置〕</p> <p>第八条 〔略〕</p> <p>（手数料の納付についての経過措置）</p> <p>第九条 〔略〕</p> <p>（附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え）</p> <p>第十条 〔略〕</p> <p>（罰則についての経過措置）</p> <p>第十一条 〔略〕</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第十二条 附則第八条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p>（映画の盗撮の防止に関する法律の一部改正）</p> <p>第十三条 〔略〕</p> <p>（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第十四条 〔略〕</p>
--	---